

令和4年第2回公の施設指定管理者選定審査会 会議結果概要	
日 時	令和4年11月7日(月) 午後2時00分から午後4時20分まで
場 所	くすのきホール2階 第1会議室
出席者	松村委員長、仲谷委員、藤浦委員、稲山委員、赤阪委員 事務局 池西健康福祉部長兼福祉課長、仲谷課長(健康課) 南浦課長代理(福祉課) 日谷課長(総務課)、村上主事(総務課)
松村委員長	<p>【会議成立の報告】</p> <p>【議事(1) 第1回千早赤阪村公の施設指定管理者選定審査会会議結果概要について】</p> <p>※事務局より説明を行い、委員からの意見等はなく承認されました。</p> <p>【議事(2) 千早赤阪村国民健康保険診療所の指定管理者の選定について】</p> <p>※委員から次のとおり意見等があり現指定管理者を次期指定管理者候補者として選定することが承認されました。</p> <p>千早赤阪村国民健康保険診療所の指定管理者の選定について、第1回会議において、診療所のあり方について、特に現在の経営状況を踏まえて審議をする必要があるということ、とりわけ現状の医療体制を維持し、村民の生活に影響のないようにしながら、今後の診療所のあり方を検討していくということで、指定期間を5年ではなく2年ということで進めることになりました。これについては、状況として非公募とし、現在の指定管理者を採用するという形で承認されております。</p> <p>委員の皆様には、先般、事務局から現指定管理者候補者から提出された指定申請書等の関係書類が届けられ、それぞれ確認されていると思いますが、何かご意見ありますか。</p> <p>※各委員からの意見なし。</p> <p>※現指定管理者を次期指定管理者候補者として選定した。</p>
松村委員長	<p>【議事(3) 千早赤阪村立いきいきサロンの指定管理者の選定について】</p> <p>※次のとおり審議し、現指定管理者を次期指定管理者候補者として選定することが承認された。</p> <p>千早赤阪村立いきいきサロンの指定管理者の選定について、第1回会議において、施設の性格、規模及び機能等を考慮し、指定管理者を公募によって選定することは適当でないことから非公募とすることで承認されています。</p> <p>非公募ですけれども、指定管理者として適格性を判断するため、選定基準</p>

<p>委員</p>	<p>採点表により採点することも承認されています。</p> <p>先般、事務局から指定管理者候補者から提出された指定申請書の写しと関係書類をお送りさせていただいてと思います。</p> <p>委員の皆さんの採点結果を踏まえて、審査会としての採点を取りまとめて答申したいと考えています。</p> <p>まず、基本事項の（１）の基本方針、基本コンセプトの理解、（２）の利用者の平等利用の確保という観点で１から５まで、「劣る」から「優れている」まで評価基準になっています。これについて、意見があればお願いします。</p> <p>議論を進めやすくするために、項目ごとに所管課がどのように評価したのか、採点の根拠を聞いた上で、委員の皆さんの採点との齟齬を明確にしていければと思いますが、よろしいでしょうか。</p> <p>「異議なし。」との声。</p> <p>※基本事項（１）、（２）の採点についてご説明（所管課）</p>
<p>稲山委員</p>	<p>（１）、（２）ともに「良い」ということですが、公平な受付方法等は、事業計画書に具体的にはどこに記載されているのですか。</p>
<p>事務局（南浦）</p>	<p>公平な受付方法は、具体的には事業計画書には記載されていないですが、私ども担当課ですので、日常の指定管理者の受付方法を見ており判断しました。事業計画書には、一般利用者が利用しやすくすることを協議してするという事です。</p>
<p>稲山委員</p>	<p>他の委員の方々は申請書だけを見てどう判断されるのかと思って聞きました。あくまでもこの申請書類一式でご判断をするということであったので。</p>
<p>赤阪委員</p>	<p>高齢者の方が利用される施設ですので、ホームページとかお年寄りの方はなかなか見られないと思います。社協として各種団体との協議の中でPRしていると勝手に資料の全体から読み取ったんですけども。</p>
<p>松村委員長</p>	<p>一般論ですが、候補者が二者・三者あって選定するときに、今回の事業計画書では具体的な記載が欠けているので「４」とするのは厳しいのかなと思います。これはやっていないと捉えているわけではなく、やっていることをもっと具体的に書いてほしいということです。</p>

仲谷委員	私は、先ほど、PRの部分は90ページに一番上のところに書かれていたので、私も所管課と同じ「良い」にしました。
藤浦委員	私も所管課と同様で良いと思います。
稲山委員	これは今やっていることに加えて、さらに目を引くような取組をやろうとしているなというのが、申請書から読み取れるのであれば、その良さに応じて「良い」であるとか「優れている」と思っていたので、「普通」の3と評価しました。
赤阪委員	基本的事項ということで申請書を見ている中で、「良い」というまでは言いにくいのかなと思っております。3と評価しました。
藤浦委員	わかっていないところもありますが、これはこれなりに私は「良い」と評価しました。
松村委員長	PRの部分は、90ページのところに書かれているので良いと思いますが、公平な受付という平等な受付方法については、記載が足りないのでは、3ということではいかがでしょうか。
委員	「異議なし。」の声あり。
松村委員長	基本事項は、(1)の基本方針が「4」、(2)の利用者の平等利用の確保は、「3」と評価します。
松村委員長	<p>※2の関係法令等を遵守した適切な管理運営の確保について説明（所管課）</p> <p>コンプライアンスのところですが、「個人情報」と「業務上知り得た秘密」の保護に関するコンプライアンスの部分を3と評価しました。業務上知り得た秘密をどのルートでどこまでの範囲の人達が共有するのかということが重要です。また個人情報が、現在は一番注目され厳しいんです。情報の共有の範囲とか情報が漏えいした場合に、ただちに、事実確認を行う等しいなりません。</p> <p>これは特に、今回非公募にしていることとも関係します。指定管理者が実情をよく知っているということは、地域の実情を知っているのと同時に利用者のごともよく知っているということになります。ということは、それだけ情報を集めているということですので、集めた情報をどういう風に管理しているのだとか、プラスに働けば、実情をよく知っているということですが、マイナスに働けば、歯止めがないということになります。いい方向に行けばいいんですが、違う方向に行けば問題が起きるということですので、そこは</p>

赤阪委員	<p>慎重すぎるぐらいの方がいいと思います。</p> <p>私も今回採点するにあたって、この部分が一番評価しにくかったです。社会福祉協議会という団体は、福祉分野ということでかなりの個人情報を取り扱っていると思います。その中でこれまで指定管理をやってこられて、実績も踏まえてこれまで大きなトラブルもないということで基本的には3と評価しました。</p>
稲山委員	<p>個人情報の取扱いについて、内規など、社会福祉協議会で作成してないのですか。そこまで把握できていないということであれば、(4)(5)どちらも2と思っています。</p> <p>たまたま、今まで問題がなかったというのは、そうなのかもしれないけれど、もしそういうことが起きた時にどういう対応するのかということが、きちっとあらかじめ決まっているのかどうなのかということが大事なんだと思います。ここで評価するのは、そういうところだと思いますので、内規などがありませんというのであれば、2又は1しかないと思います。</p>
仲谷委員	<p>私もこの事業計画書を見せていただいて、この中には何も載っていないですが、赤阪委員が言われたように社会福祉協議会本来の活動とかから考えると、マニュアルなどは協議会で作成していると思いますので、所管課と同じ判断としました。</p>
藤浦委員	<p>この(3)の個人情報と業務上知り得た秘密を遵守するというのは、当然のことで、普通だと余計に問題となると思うので、私は「良い」で良いと思います。</p>
松村委員長	<p>いきいきサロンの指定管理者としてではなく、社会福祉協議会は、役場や国のそういう事業も担っていただいているので、そういう意味において実績でいうと、当然きちりやっているのだらうなと確かに言えると思います。そういうところを踏まえたら、私自身の事前評価は2としましたが、皆さんがそういう評価をされたというのであれば、最終的に3で良いと思います。</p> <p>3ということにさせていただいて、ぜひ所管課からお伝えいただきたいのですが、ちゃんと個人情報の取扱いがされているという信頼に基づいての点数ですので、今後は可視化されるようにされることを望みます。</p>
松村委員長	<p>あと、(4)、(5)ですが、(3)と同じかなと思いますが。基本的に(3)と(4)が連動していて、(3)がないところで(4)と(5)があるというのはあり得ないと思います。</p> <p>苦情が来た時にちゃんと適切に対応できるシステムを作っておくことだ</p>

委員	<p>とか、そういうことだと思います。ぜひ、ここは書いといていただきたいです。情報公開も資料をどこまで出せるかということで、在住者が貸借対照表等の専門的な書類を積極的に閲覧しようとするのは通例ではないので。むしろ、こういうことやっていますとかこういう施設があってこういうことに使えますとか、そういう趣旨だと思いますので、3と評価してよいですか。</p> <p>「異議なし。」との声あり。</p> <p>※3の業務の実施内容と方法について、説明（所管課）</p>
松村委員長	<p>(7)(8)(9)について、「良い」でいいと思います。</p>
稲山委員	<p>(8)は、項目が細かいにも関わらず、こういうことをやっていますよというのが読み取れたので、「優れている」に近いのかなと思います。</p>
松村委員長	<p>(7)(8)、(9)について、私もここは結構書かれていると思います。限られた資料の中で、魅力的な取組みが書かれていると思います。</p>
赤阪委員	<p>(7)は3で、(8)は8で、(9)は6と評価しましたが、委員長がおっしゃったのを聞いていると、(9)は8でも良いと思います。</p>
藤浦委員	<p>今まできちりしているからこそ、「普通」以上の評価になると思います。ですから、私はこのまま続けていってもらったらいいと思います。</p>
松村委員長	<p>(7)、(8)、(9)の評価をまとめてると、(7)について、所管課は3で評価していますが、研修ってなかなかとらないので、他の社協がやっている研修に参加している等創意工夫がみられるので、「良い」という評価でもいいと思いますが。</p>
稲山委員	<p>実績もあるしそれ以外にもこういう取組みがあるなと思いますので、「良い」でいいと思います。(7)、(8)、(9)の記載されている項目については、一定きちりやろうとしていると思いますので、「良い」と評価します。</p>
赤阪委員	<p>私も全て「良い」でいいと思います。</p>
仲谷委員	<p>私も「良い」でいいと思います。</p>
藤浦委員	<p>私もみなさんと同じ評価です。</p>

松村委員長	それでは、(7)は「4」、(8)は「8」、(9)「8」でよろしいでしょうか。
委員	「異議なし。」の声あり。
松村委員長	(6)について、いかがでしょうか。
稲山委員	4の(10)収支計画の項目があると思いますが、これとも関連すると思います。適切な水準を確保するというのは、場合によれば、高くなるのかもしれませんが、どのような収支を立てているのかというところを所管課は評価を6にしているのであれば、そのあたりの背景がわからないというのであればということと、今までやってきた実績を踏まえると「普通」という評価が妥当と思います。
松村委員長	(6)については、客観的な資料はないですけど、これまでの取組みとか所管課から見て不正が行われている状況ではないという判断でしょうから、「普通」と思います。
委員	「異議なし。」の声あり。  ※4の業務の各項目について、説明(所管課)
松村委員長	(10)については、(6)と連動する部分があるかとは思いますが、何かご意見ございますか。
委員	意見なし。
松村委員長	所管課は、「普通」としていますが、同じ「普通」という評価でよろしいでしょうか。
委員	「異議なし。」の声あり。
松村委員長	次に(11)から(16)までなにかご意見ございますか。(11)は財務諸表の作成ですけど、仲谷委員、特に問題はないですか。
仲谷委員	全く問題ないと思います。中身をきっちり見たわけではないのですが、以前、監査をさせていただいたので大体中身はわかっていますので、特に問題はないと思います。 「優れている」だと相当利益も出したりしていることだと思いますので「良い」でいいと思います。

松村委員長	(11)に関しては、「4」ということでよろしいでしょうか。
委員	「異議なし。」の声あり。
松村委員長	(12)の前に一番簡単な(14)について、いかがでしょうか。
稲山委員	「優れている」というのは、相当じゃないのかなと思いますが、今までずっといきいきサロンの指定管理をされてきたわけですね。例えば、村以外のところで複数の指定管理をしているのであれば、そういった実績があるのであれば5の評価と思いますが、あくまでも村の施設だけなので、そう考えると5は付けすぎではないかと思います。
赤阪委員	私も、今稲山委員がおっしゃったように4でいいと思います。
藤浦委員	私も4でいいと思います。5を付けてしまうと伸びが出てこないと思います。
仲谷委員	私も「4」でいいと思います。
松村委員長	では、(14)は全員一致の4ということでよろしいでしょうか。
委員	「異議なし。」の声あり。
松村委員長	(12)と(13)について、なにかご意見ございますか。
稲山委員	(13)に関しては、住民雇用という説明があったと思いますが、具体的な労働条件がわからなかったということと、そう言いながら今まで問題なくやってこられたので、評価としては「普通」と思います。
松村委員長	十分な労働条件というのは、健康管理もあるので、高齢者を雇用するということは、法令遵守をするだけではなく、より配慮しなければならないということですので、その資料がないとプラスにしづらいと思います。 (12)と(13)は、「良い」でよろしいでしょうか。
委員	「異議なし。」の声あり。
松村委員長	最後(15)と(16)について、(15)の場合は、定期的ではないですが、何かあったとき、迅速に措置がとれるというように評価するのか、何

	<p>もなくても定期的にモニタリングをするという考え方もあります。4という評価は、難しいと思います。</p>
赤阪委員	<p>3でいいと思います。</p>
仲谷委員	<p>私は4と評価したのですが、今の意見を聞くと、3でいいと思います。</p>
藤浦委員	<p>私も「3」です。</p>
稲山委員	<p>私も同じく「3」と評価しました。</p>
松村委員長	<p>では、3とします。</p>
松村委員長	<p>(16)については、いかがでしょうか。マニュアルを作成しているところは評価されるべきだと思いますが、マニュアルの内容を浸透させるための訓練や研修はあるのかどうか。</p>
稲山委員	<p>先ほど藤浦委員がおっしゃいましたが、ここで5と評価してしまうとこれ以上の伸びしろがなくなるので、ここで危機管理というのはどれだけ備えていてもこれで100点という訳ではないので、そういう意味からするとあえて5ではなく、4のほうがいいのではないかと思います。</p>
赤阪委員	<p>私も防災関係については、この資料から読み取れて4と評価していますが、5は少し評価し過ぎと思います。</p>
仲谷委員	<p>私は、はじめ5と評価したのですが、皆さんの意見を聞いて4のほうがいいかなと思います。</p>
藤浦委員	<p>私も4です。</p>
松村委員長	<p>それでは、(16)は、「4」とします。 これで全ての項目が終了しましたので、合計点数が69点となりました。</p>
	<p>午後4時20分終了</p>